

滋賀県史編さん編集会議設置要綱

(目的)

第1条 滋賀県史の編さんを円滑かつ効率的に推進するため、滋賀県史編さん編集会議（以下「編集会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 編集会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 滋賀県史の編集に関すること。
- (2) 歴史資料の調査に関すること。
- (3) 広報啓発に関すること。
- (4) 専門部会間の調整に関すること。
- (5) その他滋賀県史の編さんにおける必要事項に関すること。

(組織)

第3条 編集会議は、滋賀県史編集委員長（以下「編集委員長」という。）、副編集委員長および委員で組織する。

- 2 議長は、編集委員長をもって充て、編集会議を代表し、その事務を統括する。
- 3 副編集委員長は、編集委員長が委員のうちから指名した者をもって充て、議長を補佐し、議長の任務の遂行に支障があるときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、専門部会の各部会の部会長をもって充てる。
- 5 各分野に関する事項を所掌するため、専門部会を設ける。

(任期)

第4条 委員の任期は5年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の任期は、前任者の残存期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。

(会議)

第5条 編集会議は、議長が招集し、議事を進行する。

- 2 会議は、過半数の出席を持って成立する。
- 3 議長が必要と認める場合は、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(事務局)

第6条 編集会議の庶務を処理するため、滋賀県立公文書館に事務局を置く

(その他)

第7条 この要綱に定めるほか、編集会議の運営に必要な事項は、別に定める

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。